

高橋しんすけ 議員報告

無政党・無所属 市民議員



高橋伸介：1953.4.25生れ、A型。佛教大学卒。京都信用金庫に10年勤務後、染色補正技能士として京都の伝統産業に従事。市民オンブズマンを経て1999年より市議会議員。後援会組織を持たず、一切合切を一人でこなす**完全ひとり選挙**の手法を貫き現在2期目。行財政改革系・納税者系・オンブズマン系の市民派市議会議員。



議員控室から発信中！ 高橋しんすけ.com

<http://www.kcat.zaq.ne.jp/shinsuke/>

枚方市役所議会事務局〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20 tel 072-841-1221 / 自宅〒573-1106 枚方市町楠葉(まちくずは)2-27-6

公民館存続の賛否を問う住民投票
条例の制定を求める直接請求があり、私
は反対の討論を行いました。その要旨を
ご報告させていただきます。

今回直接請求された条例は、公民館存続の賛否のみを問うものであり、常設型(※注1)住民投票条例の成立要件から見れば極めて限定された内容です。これが果たして「自治体運営上の重要事項」「自治体運営に重大な影響を与える事案」に値するのかなどについては、住民投票に多額の税金(約6900万円)を使用する以上、しっかりと検討する必要があります。

⌚ (※注1) 「常設型」は、住民投票の対象事項や発議の方法をあらかじめ設定しておく条例。今回のような「個別設置型」の場合、案件ごとに新たに条例の制度設計が必要になる。

市が進めているのは、「生涯学習推進体制の再編」であり、これに伴う「施設の再編」です。存続に限っての白黒を問う投票は、住民に誤解を招く恐れがあります。またその再編内容(※注2)も、今までの利用者が極めて不利になるものには思えません。

⌚ (※注2) 公民館の建物がなくなったり売却されたりということではなく、これまでの利用者は有料になるが引き続き利用でき、今まで利用できなかった市

民も使えるようになる。ロビーでの囲碁や将棋も今までどおり無料。午前9時から午後12時半まで、30人定員の会議室の場合、基準額は700円程度。定員で利用した場合、1人当たりの負担額は13円から80円。

直接請求に必要な署名数がクリアされている事は間違いなのですが、署名数が公民館全会員数の3分の1(※注3)に止まっている条例案をあえて住民投票に掛ける必要があるのでしょうか。一般的な考えとして投票で多数を占めることよりも、特定団体・個人の意見のみが際立つプロパガンダ、主義・思想の宣伝に利用される恐れも拭ききれないということになります。

⌚ (※注3) 公民館の年一回以上の利用団体数2623団体、会員数76633人。今回の署名数は26250名。

最後に、請求者の意見陳述にある「公民館において公民館運営審議会や公民館活動委員会を無視し、社会教育委員会が勝手に決めた」「枚方テーゼの総括もいまま社会教育から市長部局へ移す事は許されない」「行革の名の下に公民館を廃止」「説明不十分」「社会教育つぶし、公民館つぶし」「公民館は市の施設ではなく市民のもの」などのご批判は、これまでの経緯からも全てあたらないうちに思います。

枚方テーゼについては、当時の時代情勢を踏まえますと、深く内容も吟味できるものである

と私は思いますが、成り立ちも含めこの場で肯定も否定もできません。総括をするような性質のものではなく、枚方における社会教育の歴史の1ページです。そして枚方テーゼは一定の役割を終え、古典となり、生涯学習に進化したと言う事ではないかと思えます。

以上のように検討した結果、私はこの件が住民全体に直接の利害関係が発生するとは考えにくく、住民投票の必要はないと結論づけました。

さて議決ですが、生涯学習市民センター条例の制定については、賛成多数で可決。公民館存続の賛否を問う住民投票条例の制定については、賛成少数で否決されました。

市民派で、常設型住民投票必要論者である私が、まがりなりにも直接請求された住民投票条例に反対せざるをえなかったことは残念至極でした。

しかし、住民から出されたものを原則論で何もかも受け入れては議会の存在価値が問われかねませんから、しっかりと精査したつもりです。なお、ホームページには今回の反対討論の全文を記載していますのでより詳しくご覧になりたい方は併せて読んでいただけたらと思います。



市議会報から議員の名前を削除することになってしまいました。



「市議会報」は、「広報ひらかた」と一緒に全世帯に届く、あの新聞紙サイズの紙面です。広報に比べるとシトロな外見なのですが、今回は残念なことに内容も時代錯誤な結果になってしまいました。

7月21日の議会報編集委員会（議長、副議長および各会派から1人ずつ選出した委員で構成）において、「11月発行号からは本会議での一般質問を除く、質疑や討論で会派名や名前を削除」ということが、賛成5名・反対2名で、決定してしまっただけです。



市議会について全戸配布される公の紙面は、4年に一度の選挙公報を除けばこの議会報だけ。議会としても情報公開の基本姿勢をここでしっかりと示すのは筋だと思えます。なのに、一体どんな理由でこんな事態になってしまっただけでしょうか。

実際に委員会が出た理由は、以下のようなものだったと聞いています。

「紙面に限りがあるから」「協議会でいろいろ言ってるのに名前が掲載されないから本会議での質疑も名前を載せるな」「名前を載せなくても市民にはわかる」「真剣に知りたければネットを見る」「また意見を言わずにただ「早く結論出せ」など・・・

要するに情報公開の趣旨がまったく理解されていないのではないかとつくづく思うのです。(2)

自治体運営に係わる基本法が議員に理解されていない事による議員の判断ミスがあるように思えてなりません。議会は全体の流れを読み、ダイナミックに住民の為の政治を進めるといふ気概が必要なのに、小手先だけでメンツの張り合いをしている場合だろうか・・・

選挙で選ばれた結果が議会なのですから、これこそ民意だと言われればそうなのですが、どちらも「そこまで考えてなかった」故の判断ミスの結果だとしたら、何とも取り返しのできないことです。



「議員の期末手当で20%加算分は違法」について、前号からの続きです。補助参加していた裁判が、8月8日大阪地裁で判決が下りました。結果は、敗訴でした。

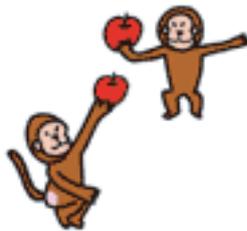
繰り返しになりますが、議員は非常勤職員ですので本来、退職手当も含め、各種手当はありません。ただし期末手当のみは自治法203条4項により議員にのみ条例で支給する事が出来る、となっています。あくまでも「出来る」規定で、「支給しなければならぬ」ではありません。

争点として、期末手当（報酬×月数）を支払う事は問題ないのですが、期末手当（報酬×20%の役職加算×月数）の加算分が問題となりました。役職加算であるかぎり、それがどのような事情であっても自治法違反は免れないからです。

裁判所は我々が最も問題にしていた役職加算（役職手当・管理職手当の類）の行為そのものよりも、「役職加算の行為は他の地方議員との均衡に配慮して定められており裁量権の逸脱や濫用して加算規定を定めたという事はできない。」と、すり替えて結論付けされたように思います。役職加算が違法となれば全国の地方議員の支給に波及する為、地裁では重い訴訟かもしれませぬ。

それにしても、期末手当の20%加算分は年額にして約60万円であります。これは枚方市議の年収の約5%にあたります。報酬審議会にかけてもおかしくない金額です。

「報酬〇万円という看板さえあげておけば、やりようによってはどうとでもなる」みたいでいかにも狡いじゃないか。そしてまたしても「赤信号、みんなで渡ればコワクナイ」。



私のホームページのトップには、次の一文（原文のまま）を掲載しています。

というのも、このような説明をしなければならぬことが頻繁にあるからです。私はこの方針を8年間貫かせて頂いています。

議員が行う「市民相談」について
(重要)

私は原則として「市民相談」は行っておりませぬ。但し、情報提供は常時お受けしております。私はトップページにある「政策と行動指針」に基づき微力ながら全力で取り組んでいる所です。市民の皆様からは不足と感じられる点、多々あるかと思いますがご理解いただきますようしくお願いいたします。

尚、地域住民に影響のある問題につきましてはご相談をお受けしておりますのでご連絡下さい。ご連絡の前には、まず、ご自身で市役所の担当課で事前に相談をされている必要があります。（理由は相談行為を選挙目当ての相談活動にしない為です）。ネットご利用の方は市のホームページに「市政に関するご意見・ご要望」のコーナーがありますので、まずそちらで相談下さい。相談者に代わって役所との交渉はいたしません。主役はアナタです。



● **今号**の住民投票条例に関する記事を読んで、皆様はどうお感じになられましたか。議場でこの反対討論をした時には、満席の傍聴席から多くの野次が飛んで来ました。また、住民投票条例に関しては私の属している会派内で意見が割れ、同じ会派から反対討論と賛成討論の両方が出るという、枚方市議会始まって以来の事態にもなりました。いろいろありましたが、私としては言いたいことがほぼ言えて非常にすっきりした反対討論でした。高かった血圧も一瞬だけ正常値に戻ったかもしれません。

できるので、必要な情報を探すことができます。私があれば検索している「ひきこもり」「ニート」のキーワードではヒットしなかったので担当課に伝えました。すぐに改善することでした。

● **通称**「2000年橋」は、平成18年度中に「きらら」まで開通予定となりました。(橋は完成しているのに開通までが長かった！)

?:よくある疑問?

高橋しんすけは幾らもらっているか?

市会議員は報酬制で各種手当や退職金はないのですが、政務調査費が年額960千円(枚方市の場合)別途支給されます。

報酬は月額669千円×12ヶ月＝8028千円、期末手当が冬1890千円+夏1731千円＝3621千円、合計(総所得)11649千円。ここから所得税、府市民税、議員共済会費、議員厚生会費、会派費、国保、国民年金等が引かれますので、

手取り額は約7492千円です。
私の場合、20%加算問題でご報告した通り、期末手当の600千円を法務局に供託していますので実質手取り額は6892千円です。

ここから先は多分に個人の裁量。
私は、政務調査費は領収書がある部分で1500千円ほど使っています
が、領収書が取れない議員としての交際費を含めて年間2000千円は使っています。不足の部分は報酬から穴埋めします。これを仮に必要な経費としますと、私の場合、実質手取りは5852千円です。

これに4年に一度の選挙費用が必要になります。選挙費用は議員によって様々で、1千万円単位で使われている方もおられるようにお聞きしますが、2百万円から8百万円程度と聞く事が多いように思いますが正確ではありません。

私の場合、ひとり選挙で事務所もスタッフもなく、選挙で特別に使う事はありません。選挙に関する費用は、過去2回分の選挙費用の内訳や備品の経費などをホームページでご報告していますので興味のおありの方はご覧になってください。

くずは駅前報告～ライブ通信

(2006.9現在 533回目のご報告)

くずは駅周辺4ヶ所で朝6:30～8:30

(土日祝雨天そして用事のある日は休みです)

朝7時からを改め、
朝6時半からの駅前
2時間報告を実施中。
ガンバリマス。



毎月第3木曜(議会開催月は除く)は「改革市民会議」の市政報告会です。場所などの変更は随時ありますので、毎回ホームページ「お知らせコーナー」をご覧ください。